

子ども・子育て新システムの検討に関する 全国保育協議会の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下「基本制度案要綱」）に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会を実現する」という基本に戻り検討するべきです。

1. 児童福祉としての役割を維持するべき

新システムと「こども園（仮称）」は、子どもの最善の利益の確保や子どものセーフティネットなど「児童福祉」の機能を守るものではなくてはなりません。これまで保育所が果たしてきた機能・役割を確実に継承するべきです。

2. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

新システムは、真に「こども園（仮称）」の利用が必要な人が利用できる制度とすべきです。そのためには、「保育を必要とする」人が優先的に利用できる制度とすべきです。

3. 利用の障壁となる内容は認めるべきではない

経済的な理由や障害があることなどによって利用が妨げられることのないよう、「応諾義務」を明確にするとともに、利用の制限につながる「上乗せ徴収」は認めるべきではありません。

4. 就学前の時期は 3 歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

就学前の時期（乳幼児期）は、「子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期」（保育所保育指針）です。発達の連続性や個人差を配慮した関わりを確保するために、満 3 歳で分ける制度とすべきではありません。

5. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき

新システムの導入は、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が不可欠です。新たな制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべきです。

6. 市町村の関与を法で明確に定めるべき

日本のどこに生まれ育っても等しく子どもの育ちが保障されるように、基本制度案要綱に記載された市町村の責務を具体的に、かつ明確に法で定めるべきです。

7. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

12 月 28 日の基本制度ワーキングチームで提示された内容に加え、グループの小規模化、保育士の研修権・教材準備時間、開所時間中の保育士配置の確保等、質の充実が実現されなければなりません。

放課後児童給付(仮称)および一時預かり等に関する全保協の意見

1. 放課後児童給付(仮称)について

(1) 放課後児童クラブの質的・量的拡大

子どもの育ちの連続性を保障するため、就学後においても養護を必要とする子どもの育ちを保障する必要がある。必要としている子ども(小1～3の子どもだけでなく、小4以降も)に質の確保された養護の提供をはかるため、放課後児童クラブの質的・量的拡大が急務である。

(2) 質を確保するためのナショナルミニマムの設定

放課後児童クラブには最低基準がなく、厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」で「児童1人あたりおおむね1.65㎡の面積を確保することが望ましい」と規定するにとどまっている。長期休暇中等は朝から夜まで放課後児童クラブで過ごす子どものことを考慮し、子どもの動作環境等の保障する視点から、少なくとも活動するスペースとして必要な面積の保障と、体調不良の際に静養するスペースをわけることのできる環境設定が必要である。

とくに、指定基準を設定し、指定制を導入するのであれば、国として子どもに保障する環境である最低基準(ナショナルミニマム)の設定が必要不可欠である。

(3) 子どもの安全・安心を保障する環境の構築

必要とするすべての子どもが安心して放課後を過ごすことができるようにするためには、事業継続を可能とする仕組みとすることが不可欠であり、そのための財源の裏づけが必要である。また子どもの安全・安心を保障するため、耐震対策や事故対策、感染症対策を図る必要がある。

(4) 適正規模の設定とそのことが実際になりつつ仕組みの構築

「放課後児童クラブガイドライン」では「集団の規模はおおむね40人程度が望ましい」とされているが、実際には指導員の不足や規模をわけるための環境整備が難しいことなどから、大規模な放課後児童クラブが減少できない現状がある。子どもの安全・安心を図るためには、少なくとも小学校の学級人数程度の規模にする必要があるし、中教審の学級の小規模化の議論と連動させ、放課後児童クラブの小規模化も検討する必要がある。また、そのためには小規模化を図ることを可能とする運営費の保障が必要不可欠である。

(5) 指導員等従事者の処遇改善

放課後児童クラブの指導員等従事者の多くは非正規雇用であり、働く条件も劣悪な状況にある。放課後児童クラブの質の確保を図るためには、子どもの命を守り、情緒の安定を図り、家庭や学校と連携をするという重要な役割を果たしている指導員等の処遇改善を図る必要がある。

2. 一時預かり等について

(1) すべての子どもへの良質な成育環境の保障の視点

一時預かり事業等、保育を必要としない子どもに提供される事業と、「こども園(仮称)」で提供される幼児教育・保育の保障を、すべての子どもへの良質な成育環境の保障の視点に立ち、制度の狭間に落ちる子どもが生じないよう制度構築を図る必要がある。

(2) 一時預かり事業がなりつつ仕組み

「こども園(仮称)」の利用と一時預かりの利用は、その主たるニーズが異なるだけでなく、保育としての関わり方も違うため、サービス供給のあり方についてもそれぞれを配慮して検討すること。なお、一時預かり事業を利用する子どもとその保護者の状況把握には、経験豊かな保育士の配置が必要であるため、一時預かり事業がなりつつ仕組みとするための運営費の保障が必要である。